

入 札 公 告

令 和 7 年 2 月 7 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
本部管理本部東北管理部大仙調整役 太田 久稔
(押 印 省 略)

1 競争に付す事項

- (1) 件名及び数量 I C P 発光分光分析装置年間保守業務 1式
- (2) 仕様・規格等 詳細は入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 履行場所 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
大仙研究拠点 (秋田県大仙市四ツ屋字下古道3)

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 契約事務実施規則(以下「実施規則」という。)第8条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 実施規則第9条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)の競争参加資格における資格の種類「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。)。
なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同競争参加資格を有する者とみなす。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者(上記2(3)の再審査を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和7年4月1日から有効な令和7・8・9年度全省庁統一資格において資格の種類「役務の提供等」の申請を行っている、又は行うことを確約すること。
- (7) 農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。
- (8) 公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」を提出した者であること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒014-0102 秋田県大仙市四ツ屋字下古道3
農研機構 本部管理本部東北管理部総務課
大仙管理チーム 鈴木 義弘
電話:0187-66-1221、ファクシミリ:0187-66-2639、E-mail:ds-kanri@naro.affrc.go.jp
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
令和7年3月3日(月)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後4時まで
上記3(1)の場所において交付する。
なお、郵送又はメールによる交付を希望する場合は、交付期間中に上記3(1)に示す連絡先に問い合わせをすること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
本件について入札説明会は開催しないが、入札説明書の交付時に必要に応じ説明を行う
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期間、場所及び方法
令和7年3月7日(金)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後4時まで
までに、上記3(1)の場所に持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る)により提出すること。
- (5) 郵送等による入札の場合の提出期限 令和6年3月18日(火)午後4時まで、上記3(1)に郵送(書留又は簡易書留)により提出すること。
- (6) 入札(開札)の日時、場所
令和7年3月19日(水) 午前11時00分
農研機構 大仙研究拠点 共同実験室3階 大会議室
(秋田県大仙市四ツ屋字下古道3)に持参すること。

入 札 説 明 書

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
大仙研究拠点

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)大仙研究拠点の一般競争契約に関わる入札公告(令和7年2月7日付け)に基づく入札については、この入札説明書によるものとする。

1 経理責任者

オオタ ヒサトシ

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 本部管理本部東北管理部大仙調整役 太田 久稔

2 担当部局

〒014-0102 秋田県大仙市四ツ屋字下古道3

農研機構 本部管理本部東北管理部総務課大仙管理チーム 鈴木 義弘

電話:0187-66-1221、ファクシミリ:0187-66-2639、E-mail:ds-kanri@naro.affrc.go.jp

3 競争に付す事項

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 件名及び数量 | ICP発光分光分析装置年間保守業務 1式 |
| (2) 仕様・規格等 | 詳細は別紙仕様書による |
| (3) 契約期間 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 |
| (4) 履行場所 | 農研機構 大仙研究拠点 (秋田県大仙市四ツ屋字下古道3) |

4 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 契約事務実施規則(以下「実施規則」という。)第8条及び第9条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
 - ① 実施規則第8条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者(特別の事由のある場合は除く。)
なお、第8条に規定する契約を締結する能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者のうち営業の許可を得ていない者をいう。
 - ② 実施規則第9条に規定する以下の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後3年を経過していない場合。また、この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者も同様
(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した
(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 令和04・05・06年度の農研機構の競争参加資格における資格の種類「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域が「東北」について有効な者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと。)
なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同競争参加資格を有する者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者(上記4(2)の再審査を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。

- (6) 令和7年4月1日から有効な令和7・8・9年度全省庁統一資格において資格の種類「役務の提供等」の申請を行っている、又は行うことを確約すること。
- (7) 本業務の履行に当たり、農研機構が求める資料を書面により提出できる者であること。
- (8) 公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」を提出した者であること。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記4(2)に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、応札仕様書及び別紙仕様書に掲げる仕様を満たすことを確認できる提案書(以下「資料」という。)を提出し、経理責任者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記4(2)の資格を有しない入札参加希望者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することが出来ない。
 - ① 提出期間：令和7年3月7日(金)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後4時まで必着とする。
 - ② 提出場所：〒014-0102 秋田県大仙市四ツ屋字下古道3 農研機構 本部管理本部東北管理部総務課大仙管理チーム に持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る。)すること。
なお、電送等は受け付けない。また、資料の提出部数は1部とする。
- (2) 申請書は別記様式1により作成すること。
- (3) 申請書及び資料に関する問い合わせ先
農研機構 本部管理本部東北管理部総務課大仙管理チーム (担当:鈴木) とする。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年3月11日(火)までに通知する。
- (5) その他
 - ① 申請書、資料の作成並びに提出に係る費用は提出者の負担とする。
 - ② 経理責任者は、応札業者から提出された申請書及び資料(価格に関する情報を除く。)を競争参加資格の確認のほか、予定価格算定の際の市場調査のために応札予定業者以外の者から参考見積書の提出を依頼するに際し、製品及び規格情報を提供するため、入札に影響を及ぼさないと認められる範囲において使用できるものとする。
なお、経理責任者は、上記以外に応札業者から提出された申請書及び資料を使用する必要がある場合は、あらかじめ応札業者の許可を得る。
 - ③ 提出された申請書及び資料は返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、経理責任者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和7年3月12日(水)午後4時
 - ② 提出場所：農研機構 本部管理本部東北管理部総務課大仙管理チーム
 - ③ その他：書面は持参又は郵送(必着)すること。なお、電送等は受け付けない。
- (2) 経理責任者は、説明を求められた時は、令和7年3月13日(木)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明書等に対する質問

- (1) 本入札説明書等に対する質問がある場合には、次に従い書面、もしくはファクシミリ(様式は任意)により提出すること。
 - ① 提出期限：令和7年3月12日(水)までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後4時まで。
 - ② 提出場所：農研機構 本部管理本部東北管理部総務課大仙管理チーム
- (2) 上記(1)の質問に対する回答は応札者全員にその内容を通知する。

8 郵送等による入札書の提出について

- (1) 提出期限：令和7年3月18日(火)午後4時00分(必着)
- (2) 提出場所：上記2に郵送すること。
- (3) 提出方法：郵送(書留又は簡易書留)による提出に限る。

9 入札(開札)の日時、場所

- (1) 日時: 令和7年3月19日(水) 午前11時00分
- (2) 場所: 農研機構 大仙研究拠点 共同実験室3階 大会議室
(秋田県大仙市四ツ屋字下古道3)

10 入札手続等

- (1) 入札書の提出方法
入札心得第4条による。なお、電報、ファクシミリ、電話、その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札書の記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人をして行う入札 入札心得第4条による。
- (4) 入札の取りやめ等 入札心得第7条による。

11 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

12 開札

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、入札(開札)場所へ開札時刻後に入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札(開札)場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札(開札)場所を退場することができない。
- (5) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度の入札は1回とする。

13 入札の無効

本入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、資料に虚偽の記載を行った者のした入札、求められる義務を履行しなかった者のした入札、別紙入札心得等において示した条件等、入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格確認通知を受けた者であっても、開札の時ににおいて物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 落札者の決定方法

実施規則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる時、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、落札者となるべき者が2人以上となった場合には、当該入札者にくじを引かせ、その結果をもって落札者を決定する。なお、入札者又はその代理人が直接くじを引かないときには、入札執行事務に関係のない職員がその者に代わりくじを引くものとする。

15 契約書の作成

別紙契約書(案)に基づき、契約書を作成するものとする。

16 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別紙入札心得及び別紙契約書(案)を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 資料に虚偽の記載を行った場合は、指名停止等を行うことがある。
- (4) 交付された入札説明書については、入札参加者において適正に管理するとともに、入札日までに返却すること。